

神奈川県青少年喫煙飲酒防止条例施行規則の一部を改正する規則

第1条 神奈川県青少年喫煙飲酒防止条例施行規則（平成18年神奈川県規則第114号）の一部を次のように改正する。

第2条中第3号を削り、第4号を第3号とし、第5号から第8号までを1号ずつ繰り上げる。

第2条 神奈川県青少年喫煙飲酒防止条例施行規則の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「できる」を「でき、かつ、顔写真の表示がある」に改め、同条中第3号を削り、第4号を第3号とし、第5号から第7号までを1号ずつ繰り上げる。

附 則

この規則は、令和7年12月2日から施行する。ただし、第1条の規定は、公布の日から施行する。